



島根県報

平成18年 3月31日 (金)
号外第 29 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

教委規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	1
労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	22
最高号給を超える給料月額を受ける教職員の給料の切替えに関する規則	24
市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則	25

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第 5 号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第10号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 6 条第 1 項中「給料月額」を「号給」に、「第12条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 2 項第 1 号から第 3 号まで又は第12条の 3 第 1 項第 1 号若しくは第 3 号」を「第12条の 2 第 1 項又は第12条の 3 第 1 項」に改め、同条第 2 項中「給料月額」を「号給」に改める。

第 7 条中「の数」の次に「に 4 を乗じて得た数」を加える。

第 8 条中「切り捨てる。）」の次に「に 4 を乗じて得た数」を、「号数とする号給」の次に「（経験年数を考慮し教育委員会の定める者にあつては、当該号給の数に 3 を超えない範囲内で教育委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給）」を加える。

第 8 条の 2、第 9 条、第10条及び第11条の 2 中「給料月額」を「号給」に改める。

第12条の 2 の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

教職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第 7 の 2 に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

第12条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を削り、同条第 5 項中「前各項」を「前 2 項」に、「給料月額」を「号給」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

4 降格した教職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前 3 項の規定にかかわらず、教育委員会の定める号給とする。

第12条の 2 第 6 項を削り、同条第 7 項中「給料月額」を「号給」に、「第 1 項各号」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 5 項とする。

第12条の 3 の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

教職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号

給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

第12条の3第3項中「による教職員の給料月額が部内の他の教職員との均衡を著しく失すると認められるときは」を「により教職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には」に、「給料月額を」を「号給を」に改め、同条第4項中「給料月額」を「号給」に、「第1項各号」を「第1項」に改める。

第12条の4第2項各号列記以外の部分中「給料月額」を「号給」に、同項第1号中「昭和32年4月1日以降に新たに教職員となった者(次号に規定する者を除く。)」を「次号に掲げる教職員以外の教職員」に改め、「時」を「とき」に、「基準」を「基礎」に、「給料月額」を「号給」に改め、同項第2号中「昭和32年3月31日以前から引き続き在職する教職員及び同年4月1日以降に」を「その初任給の決定に当たり」に、「給料月額」を「号給」に改める。

第13条第2項中「給料月額」を「号給」に改める。

第13条の2から第13条の5までを削る。

第13条の6中「条例第12条第1項から第3項まで」を「条例第12条第1項」に改め、同条を第13条の2とする。

第14条を次のように改める。

(昇級日等)

第14条 条例第12条第1項に規定する教育委員会規則で定める日は、第18条に定めるものを除き、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)とし、同項に規定する教育委員会規則で定める期間は、昇給日前1年間とする。

第14条の2を削る。

第15条から第20条の2までを次のように改める。

(勤務成績の証明)

第15条 条例第12条第1項の規定による昇給(第18条に定めるところにより行うものを除く。次条において同じ。)は、当該教職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない教職員は、昇給しない。

(昇給区分及び昇給の号級数)

第16条 教職員を条例第12条第1項の規定により昇給させる場合の号給数は、当該教職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下この条において「昇給区分」という。)に応じて別表第7の3の昇給号給数表に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された教職員は、昇給しない。

2 教職員の昇給区分は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該教職員が次の各号に掲げる教職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる教職員に該当するか否かの判断は、教育委員会の定めるところにより行うものとする。

(1) 勤務成績が極めて良好である教職員 A

(2) 勤務成績が特に良好である教職員 B

(3) 勤務成績が良好である教職員 C

(4) 勤務成績がやや良好でない教職員 D

(5) 勤務成績が良好でない教職員 E

3 次の各号に掲げる教職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 教育委員会の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに教職員となった者にあつては、新たに教職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない教職員(前項第5号に該当する教職員及び次号に掲げる教職員を除く。) D

(2) 教育委員会の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない教職員 E

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる教職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にか

かわらず、あらかじめ教育委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

- 5 前3項の規定により昇給区分を決定する教職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する教職員の数の割合は、教育委員会の定める割合に概ね合致していなければならない。
- 6 前年の昇給日後に新たに教職員となった者又は同日後に第12条の2第3項若しくは第20条の3の規定により号給を決定された教職員の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに教職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる教職員は、昇給しない。
- 7 初任給の決定その他の事情を考慮し、部内の他の教職員との均衡上特段の措置が必要と認められる教職員の昇給の号給数は、第1項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会の承認を得て、第1項及び前項の規定による号給数に、その事情に応じて教育委員会が認める号給数を加えて得た号給数とすることができる。
- 8 第1項、第6項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第12条の4第1項若しくは第13条第1項に規定する異動をした教職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる教職員の昇給の号給数は、第1項、第6項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
- 9 一の昇給日において、第2項の規定により昇給区分をA又はBに決定する教職員の昇給の号給数及び第7項の規定により加える号給数（教育委員会が定めるものに限る。）の合計は、教職員の定員、第5項の教育委員会が定める割合等を考慮して、教育委員会の定める号給数を超えてはならない。ただし、これにより難しい場合で、あらかじめ教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

（昇給号給数の抑制に係る年齢の特例）

第17条 条例第12条第3項に規定する55歳以上の教職員で教育委員会規則で定めるものは、当該年齢に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後に在職する教職員とする。

（研修、表彰等による昇給）

第18条 勤務成績が良好である教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、教育委員会の定めるところにより、あらかじめ教育委員会の承認を得て、当該各号に定める日に、条例第12条第1項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) あらかじめ教育委員会の承認を得た教職員の研修に参加し、その成績が特に良好なものと認定された場合 成績の認定後速やかな時期
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があり、教育委員会の承認した表彰を受けた場合 表彰を受けた後速やかな時期
- (3) 公務（外国機関等派遣教職員及び公益法人等派遣教職員の派遣先の業務を含む。）のため死亡し、又は重度障害を有することとなった場合 死亡し、又は重度障害を有することとなった日

（最高号給を受ける教職員についての適用除外）

第19条 第14条から前条までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける教職員には、適用しない。

第20条及び第20条の2 削除

第20条の4を次のように改める。

（復職時等における号給の調整）

第20条の4 休職にされ、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下この条において「専従許可」という。）を受けた教職員が復職し、外国機関等派遣教職員、公益法人等派遣教職員若しくは大学院修学休業をした教職員が職務に復帰し、又は休暇のため勤務しなかった教職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の教職員との均衡上必要があると認めるときは、休職期間、専従許可の

有効期間、派遣期間、大学院修学休業の期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第 9 の 2 の休職期間等調整換算表により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に教育委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第20条の 5 中「給料」を「号給」に改め、「（昇給期間の短縮を含む。）」を削り、「おいては」を「おいて、あらかじめ教育委員会の承認を得たときは」に、「むかって」を「向かって」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 教職員の号給について、不均衡が認められる場合に、一定の基準に基づいて、これを是正する必要があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得てこれを行うことができる。

第26条の 2 中「調整基本額」の次に「（その額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給料月額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を、「）を乗じて得た額」の次に「とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を加える。

別表第 1 の 3 を次のように改める。

別表第 1 の 3（第 2 条関係）

行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職務の分類
1 級	主事
2 級	主任主事
3 級	主任
4 級	事務主幹
5 級	事務リーダー又は主幹

別表第 2（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表第 2（第 3 条関係）

中学校及び小学校教育職給料表級別資格基準表

職 種	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	学歴免許				
校 長	大 学 卒		0	別に定める	別に定める
	短 大 卒		0	別に定める	別に定める
教 頭	大 学 卒		0	別に定める	
	短 大 卒		0	別に定める	
教諭、講師（教育委員会が定めるものに限る。）及び養護教諭	大 学 卒		0		
	短 大 卒		0		
助教諭、養護助教諭及び講師	大 学 卒		別に定める		
	短 大 卒	0	別に定める		

	高 校 卒		別に定める		
		0			

別表第 2 の 2 (備考以外の部分に限る。) を次のように改める。

別表第 2 の 2 (第 3 条関係)

医療職給料表(2)級別資格基準表

職 種	職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	学歴免許						
学校栄養士	大 学 卒				5	3	別に定める
				0	5	8	別に定める
	短 大 卒			2.5	5	3	別に定める
			0	2.5	8	11	別に定める

別表第 2 の 3 (備考以外の部分に限る。) を次のように改める。

別表第 2 の 3 (第 3 条関係)

行政職給料表級別資格基準表

試 験	職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	学歴免許						
正 規 の 試 験	大学卒業程度	大 学 卒		3	4	4	2
			0	3	7	11	13
	短大卒業程度	短 大 卒		5.5	4	4	2
			0	6	10	14	16
高校卒業程度	高 校 卒		8	4	4	2	
		0	8	12	16	18	
そ の 他	中 学 卒		9	4	4	2	
		3	12	16	20	22	

別表第 6 の中学校及び小学校教育職給料表初任給基準表の表中

2 級12号給	を	2 級41号給	に改める。
2 級 8 号給		2 級25号給	
2 級 5 号給		2 級13号給	
2 級 2 号給		2 級 3 号給	
1 級 7 号給		1 級21号給	
1 級 4 号給		1 級 9 号給	
1 級 2 号給		1 級 1 号給	

別表第 6 の 2 の医療職給料表(2)初任給基準表の表中

2 級 2 号給	を	2 級 1 号給	に改める。
1 級 4 号給		1 級11号給	

別表第 6 の 3 中行政職給料表初任給基準表の表中

2 級 2 号給	を	1 級 25 号給	に改め、同表の備考第 2 号中「1 級 2 号給」を「1 級 1 号給」
1 級 5 号給		1 級 15 号給	
1 級 3 号給		1 級 5 号給	
1 級 2 号給		1 級 1 号給	

に、「1 級 3 号給」を「1 級 5 号給」に改める。

別表第 7 の 2 を次のように改める。

別表第 7 の 2 (第12条の 2 関係)

昇 格 時 号 給 対 応 表

ア 中学校及び小学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	1	1
19	11	1	1
20	12	1	1
21	13	1	1
22	14	1	1
23	15	1	1
24	16	1	1
25	17	1	1
26	18	1	1
27	19	1	1
28	20	1	1
29	21	1	1
30	22	1	1

31	23	1	1
32	24	1	1
33	25	1	1
34	26	1	1
35	27	1	1
36	28	1	1
37	29	1	1
38	30	1	1
39	31	1	1
40	32	1	1
41	33	1	1
42	34	1	1
43	35	1	1
44	36	1	1
45	37	1	1
46	38	1	1
47	39	1	1
48	40	1	1
49	41	1	1
50	41	2	1
51	42	3	1
52	42	4	1
53	43	5	1
54	43	6	1
55	44	7	1
56	44	8	1
57	45	9	1
58	46	10	2
59	47	11	3
60	48	12	4
61	49	13	5
62	49	14	6
63	50	15	7
64	50	16	8
65	51	17	9
66	51	18	10
67	52	19	11
68	52	20	12
69	53	21	13
70	53	22	14
71	54	23	15
72	54	24	16

73	55	25	17
74	55	26	18
75	56	27	19
76	56	28	20
77	57	29	21
78	57	30	22
79	58	31	23
80	58	32	24
81	59	33	25
82	59	34	25
83	60	35	26
84	60	36	26
85	61	37	27
86	61	38	27
87	61	39	28
88	62	40	28
89	62	41	29
90	62	42	29
91	63	43	30
92	63	44	30
93	63	45	31
94	64	46	
95	64	47	
96	64	48	
97	65	49	
98	65	50	
99	65	51	
100	65	52	
101	66	53	
102	66	54	
103	66	55	
104	66	56	
105	67	57	
106	67	58	
107	67	59	
108	67	60	
109	68	61	
110	68	61	
111	68	62	
112	68	62	
113	69	63	
114	69	63	

115	69	64	
116	69	64	
117	70	65	
118	70	66	
119	70	67	
120	70	68	
121	71	69	
122	71	69	
123	71	70	
124	71	70	
125	72	71	
126		71	
127		72	
128		72	
129		73	
130		73	
131		74	
132		74	
133		75	
134		75	
135		76	
136		76	
137		77	
138		77	
139		78	
140		78	
141		79	
142		79	
143		80	
144		80	
145		81	
146		81	
147		82	
148		82	
149		83	

イ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1

4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	1	2	6	2
19	1	3	7	3
20	1	4	8	4
21	1	5	9	5
22	2	6	10	6
23	3	7	11	7
24	4	8	12	8
25	5	9	13	9
26	6	10	14	10
27	7	11	15	11
28	8	12	16	12
29	9	13	17	13
30	10	14	18	14
31	11	15	19	15
32	12	16	20	16
33	13	17	21	17
34	14	18	22	18
35	15	19	23	19
36	16	20	24	20
37	17	21	25	21
38	18	22	26	22
39	19	23	27	23
40	20	24	28	24
41	21	25	29	25
42	22	26	30	26
43	23	27	31	27
44	24	28	32	28
45	25	29	33	29

46	26	30	34	30
47	27	31	35	31
48	28	32	36	32
49	29	33	37	33
50	29	34	38	33
51	30	35	39	34
52	30	36	40	34
53	31	37	41	35
54	31	38	42	35
55	32	39	43	36
56	32	40	44	36
57	33	41	45	37
58	34	42	46	38
59	35	43	47	39
60	36	44	48	40
61	37	45	49	41
62	37	46	50	41
63	38	47	51	41
64	38	48	52	42
65	39	49	53	42
66	39	50	54	42
67	40	51	55	43
68	40	52	56	43
69	41	53	57	43
70	41	53	58	44
71	42	54	59	44
72	42	54	60	44
73	43	55	61	45
74	43	55	61	45
75	44	56	62	45
76	44	56	62	45
77	45	57	63	46
78	45	57	63	46
79	45	58	64	46
80	46	58	64	46
81	46	59	65	47
82	46	59	65	47
83	47	60	66	47
84	47	60	66	47
85	47	61	67	48
86		61	67	48
87		61	68	48

88		61	68	48
89		61	69	49
90		62	70	49
91		62	71	49
92		62	72	50
93		62	73	50
94		62	73	50
95		63	74	51
96		63	74	51
97		63	75	51
98		63	75	52
99		63	76	52
100		64	76	52
101		64	77	53
102		64	77	53
103		64	78	54
104		64	78	54
105		65	79	55
106			79	
107			80	
108			80	
109			81	
110			81	
111			82	
112			82	
113			83	

ウ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	3
12	1	1	1	4

13	1	1	1	5
14	1	1	1	6
15	1	1	1	7
16	1	1	1	8
17	1	1	1	9
18	1	2	2	10
19	1	3	3	11
20	1	4	4	12
21	1	5	5	13
22	1	6	6	14
23	1	7	7	15
24	1	8	8	16
25	1	9	9	17
26	1	10	10	18
27	1	11	11	19
28	1	12	12	20
29	1	13	13	21
30	1	14	14	22
31	1	15	15	23
32	1	16	16	24
33	1	17	17	25
34	2	18	18	26
35	3	19	19	27
36	4	20	20	28
37	5	21	21	29
38	6	22	22	30
39	7	23	23	31
40	8	24	24	32
41	9	25	25	33
42	10	26	26	34
43	11	27	27	35
44	12	28	28	36
45	13	29	29	37
46	14	30	30	38
47	15	31	31	39
48	16	32	32	40
49	17	33	33	41
50	18	34	34	42
51	19	35	35	43
52	20	36	36	44
53	21	37	37	45
54	22	38	38	46

55	23	39	39	47
56	24	40	40	48
57	25	41	41	49
58	25	41	42	50
59	26	42	43	51
60	26	42	44	52
61	27	43	45	53
62	27	43	45	54
63	28	44	45	55
64	28	44	46	56
65	29	45	46	57
66	29	45	46	58
67	30	46	47	59
68	30	46	47	60
69	31	47	47	61
70	31	47	48	62
71	32	48	48	63
72	32	48	48	64
73	33	49	49	65
74	33	49	49	66
75	34	49	49	67
76	34	49	50	68
77	35	50	50	69
78	35	50	50	70
79	36	50	51	71
80	36	50	51	72
81	37	51	51	73
82	37	51	52	74
83	38	51	52	75
84	38	51	52	76
85	39	52	53	77
86	39	52	53	78
87	40	52	53	79
88	40	52	53	80
89	41	53	54	81
90	41	53	54	82
91	42	53	54	83
92	42	53	54	84
93	43	53	55	85
94		54	55	
95		54	55	
96		54	55	

97		54	56	
98		54	56	
99		55	56	
100		55	56	
101		55	57	
102		55	57	
103		55	58	
104		56	58	
105		56	59	
106		56	59	
107		56	60	
108		56	60	
109		57	61	
110		57	61	
111		57	62	
112		57	62	
113		58	63	
114		58		
115		58		
116		58		
117		59		
118		59		
119		59		
120		59		
121		60		
122		60		
123		60		
124		60		
125		61		

別表第 7 の 3 を次のように改める。

別表第 7 の 3 (第16条関係)

昇 給 号 給 数 表

昇給区分	A	B	C	D
昇給の号給数	8 号給以上	6 号給	4 号給	2 号給
	4 号給以上	3 号給	2 号給	1 号給

備考 この表に定める上段の号給数は条例第12条第 3 項の規定の適用を受ける教職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける教職員に適用する。

別表第 9 の 2 の備考中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

別表第 9 の 3 を次のように改める。

18	5,900	6,600	12,800	18,700
19	5,900	6,600	12,800	18,700
20	5,900	6,600	12,800	18,700
21	6,200	7,000	13,200	19,000
22	6,200	7,000	13,200	19,000
23	6,200	7,000	13,200	19,000
24	6,200	7,000	13,200	19,000
25	6,500	7,300	13,600	19,400
26	6,500	7,300	13,600	19,400
27	6,500	7,300	13,600	19,400
28	6,500	7,300	13,600	19,400
29	6,800	7,600	14,000	19,600
30	6,800	7,600	14,000	19,600
31	6,800	7,600	14,000	19,600
32	6,800	7,600	14,000	19,600
33	7,100	7,900	14,400	19,900
34	7,100	7,900	14,400	19,900
35	7,100	7,900	14,400	19,900
36	7,100	7,900	14,400	19,900
37	7,400	8,300	14,800	20,200
38	7,400	8,300	14,800	
39	7,400	8,300	14,800	
40	7,400	8,300	14,800	
41	7,700	8,900	15,100	
42	7,700	8,900	15,100	
43	7,700	8,900	15,100	
44	7,700	8,900	15,100	
45	8,000	9,300	15,500	
46	8,000	9,300	15,500	
47	8,000	9,300	15,500	
48	8,000	9,300	15,500	
49	8,300	9,700	15,900	
50	8,300	9,700	15,900	
51	8,300	9,700	15,900	
52	8,300	9,700	15,900	
53	8,600	10,500	16,300	
54	8,600	10,500	16,300	
55	8,600	10,500	16,300	
56	8,600	10,500	16,300	
57	8,800	10,900	16,700	
58	8,800	10,900	16,700	
59	8,800	10,900	16,700	

60	8,800	10,900	16,700	
61	9,100	11,300	17,100	
62	9,100	11,300	17,100	
63	9,100	11,300	17,100	
64	9,100	11,300	17,100	
65	9,400	12,100	17,400	
66	9,400	12,100	17,400	
67	9,400	12,100	17,400	
68	9,400	12,100	17,400	
69	9,700	12,500	17,700	
70	9,700	12,500	17,700	
71	9,700	12,500	17,700	
72	9,700	12,500	17,700	
73	9,900	12,900	18,000	
74	9,900	12,900	18,000	
75	9,900	12,900	18,000	
76	9,900	12,900	18,000	
77	10,200	13,300	18,300	
78	10,200	13,300	18,300	
79	10,200	13,300	18,300	
80	10,200	13,300	18,300	
81	10,400	13,700	18,500	
82	10,400	13,700	18,500	
83	10,400	13,700	18,500	
84	10,400	13,700	18,500	
85	10,600	14,000	18,700	
86	10,600	14,000	18,700	
87	10,600	14,000	18,700	
88	10,600	14,000	18,700	
89	10,800	14,400	18,900	
90	10,800	14,400	18,900	
91	10,800	14,400	18,900	
92	10,800	14,400	18,900	
93	11,000	14,700	19,100	
94	11,000	14,700		
95	11,000	14,700		
96	11,000	14,700		
97	11,200	15,000		
98	11,200	15,000		
99	11,200	15,000		
100	11,200	15,000		
101	11,400	15,400		

102	11,400	15,400		
103	11,400	15,400		
104	11,400	15,400		
105	11,500	15,700		
106	11,500	15,700		
107	11,500	15,700		
108	11,500	15,700		
109	11,600	16,000		
110	11,600	16,000		
111	11,600	16,000		
112	11,600	16,000		
113	11,700	16,300		
114	11,700	16,300		
115	11,700	16,300		
116	11,700	16,300		
117	11,900	16,500		
118	11,900	16,500		
119	11,900	16,500		
120	11,900	16,500		
121	12,000	16,800		
122	12,000	16,800		
123	12,000	16,800		
124	12,000	16,800		
125	12,100	17,000		
126		17,000		
127		17,000		
128		17,000		
129		17,200		
130		17,200		
131		17,200		
132		17,200		
133		17,400		
134		17,400		
135		17,400		
136		17,400		
137		17,600		
138		17,600		
139		17,600		
140		17,600		
141		17,700		
142		17,700		
143		17,700		

	144		17,700		
	145		17,800		
	146		17,800		
	147		17,800		
	148		17,800		
	149		17,900		
再任用教 育職員		8,000	9,700	12,800	16,300

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(市町村立学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第2項適用教職員の在級年数等に関する経過措置)
- 2 市町村立学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年島根県条例第78号。以下「改正条例」という。)附則第2項の規定によりその者の平成18年4月1日(以下「施行日」という。)における職務の級を定められた教職員(次項において「改正条例附則第2項適用教職員」という。)に対するこの規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第2から別表第2の3までの級別資格基準表の適用については、旧級に施行日の前日まで引き続き在職していた期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。
- 3 改正条例附則第2項適用教職員に係る施行日以後の職務の級の1級上位の級へ昇格(施行日から平成19年3月31日までの間における改正後の規則第11条の規定によるものに限る。)については、同条第2項中「現に属する職務の級において1年以上」とあるのは、「平成18年3月31日においてその者が属していた職務の級及び改正条例附則第2項の規定により定められた職務の級に通算1年以上」とする。
(施行日における昇格又は降格の特例)
- 4 施行日に昇格又は降格した教職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる号給を施行日の前日に受けていたものとみなして改正後の規則第12条の2又は第12条の3の規定を適用する。
(昇給区分の決定にかかる経過措置)
- 5 教職員を改正後の規則第16条第2項各号に規定する昇給区分に決定することができない場合にあっては、当分の間、同条第1項から第5項まで及び第9項の規定は適用しない。
- 6 前項の規定の適用を受ける場合において、改正後の規則第14条に定める日に同条に定める期間の勤務成績に応じて教職員を昇給させる場合の号給数は、同規則第15条に規定する勤務成績の証明に基づき、教職員が次の各号に掲げる教職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数(市町村立学校の教職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第7号)第12条第3項の規定の適用を受ける教職員にあっては、括弧書に定める号給数)とする。ただし、第2号に掲げる教職員に該当するか否かの判断は、教育委員会の定めるところにより行うものとする。
(1) 勤務成績が良好である教職員 4号給(2号給)
(2) 勤務成績が良好であると認められない教職員 2号給又は昇給しない(1号給又は昇給しない)
- 7 第5項の規定の適用を受ける場合における改正後の規則第16条第6項から第8項までの規定の適用については、同条第6項中「第1項」とあるのは「市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年島根県教育委員会規則第5号。以下「改正規則」という。)附則第6項」と、同条第7項中「第1項」とあるのは「改正規則附則第6項」と、同条第8項中「第1項、第6項」とあるのは「改正規則附則第6項、この規則第6項」と読み替える。
(平成19年1月1日までの間における昇給の号給数の特例)
- 8 平成19年1月1日までの間における改正後の規則第16条第1項、第3項第1号及び第6項の規定の適用については、

同条第 3 項第 1 号中「昇給日前 1 年間」とあるのは「平成18年 4 月 1 日から同年12月31日までの期間」と、同条第 6 項中「前年の昇給日後に新たに教育職員となった者又は同日後に第12条の 2 第 3 項若しくは第20条の 3 の規定により号給を決定された教職員」とあるのは「平成19年 1 月 1 日における教職員」と、「その者の新たに教職員となった日又は号給を決定された日」とあるのは「平成18年 4 月 1 日（同日後に新たに教職員となった者又は同日後に第12条の 2 第 3 項若しくは第20条の 3 の規定により号給を決定された教職員にあっては、新たに教職員となった日又は号給を決定された日）」とする。

（給料の調整額に関する経過措置）

9 市町村立学校の教職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第 7 号）第15条の 2 の規定により給料の調整を行う職を占める教育職員（次項において「給料の調整額適用教育職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる教育職員には、この規則による改正後の規則第26条の 2 の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該教育職員に係る調整数を乗じて得た額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員にあっては、その額に職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第 9 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

- (1) 平成18年 4 月 1 日から平成19年 3 月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日まで 100分の25

10 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該額号に定める額をいう。

- (1) この規則の施行日の前日から引き続き給料の調整額適用教育職員（第 3 号に該当する教育職員を除く。）である教育職員 同日にその者に適用されていた調整基本額
- (2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用教育職員となった教育職員（次号に該当する教育職員及び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった教育職員を除く。） 施行日の前日に新たに給料の調整額適用教育職員になったとした場合に改正条例第 1 条の規定による改正前の市町村立学校の教職員の給与に関する条例及びこれに基づく教育委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎としてこの規則による改正前の市町村立学校の教職員の給与に関する規則（次号において「改正前の規則」という。）第26条の 2 の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった教育職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった教育職員を除く。） 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用教育職員となった者にあつては、施行日の前日に新たに給料の調整額適用教育職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合）に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の規則第26条の 2 の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし、施行日以後に市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年島根県教育委員会規則第 8 号。以下「切替規則」という。）第 4 条第 5 号に掲げる場合に該当することとなった教育職員にあっては、教育委員会の定める額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 切替規則第 4 条各号に掲げる場合に該当することとなった教育職員

- (4) 施行日以後に、国家公務員、他の地方公共団体に勤務する者（市町村立学校の教職員の給与に関する規則第13条の適用を受ける者を除く。）、教育職員の行う職務と同種の職務に従事していた者その他教育委員会がこれらに準ずると認める者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなった教育職員 当該教育職員が施行日の前日に給料表の適用を受ける教育職員であったものとみなして前 2 号の規定を適用した場合に同日にその者に適用される

こととなる調整基本額

(管理職手当に関する経過措置)

11 この規則の施行日の前日において、この規則による改正前の市町村立学校の教職員の給与に関する規則別表第 9 の 5 に掲げられている学校に在職し管理職手当の支給を受けていた教育職員で施行日以降改正後の規則別表第 9 の 5 に掲げられなくなる学校に引き続き在職するものの管理職手当の支給割合については、当該教育職員が当該学校に在職する間、改正後の規則別表第 9 の 5 にかかわらず、なお従前の例による。

(読替規定)

12 改正条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料を支給される教職員に関する市町村立学校の教職員の給与に関する規則(昭和32年島根県教育委員会規則第11号。以下「市町村立規則」という。)第26条の 3 第 1 項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と改正条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

(雑則)

13 附則第 7 項及び第 8 項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会が定める。

14 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成 2 年島根県教育委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を削り、附則第 4 項を附則第 3 項とする。

15 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成 8 年島根県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 項から附則第13項までを削り、附則第14項を附則第 3 項とし、附則第15項から附則第18項までを11項ずつ繰り上げる。

附則第19項中「第16項」を「第 5 項」に、「県教育委員会」を「教育委員会」に改め、同項を附則第 8 号とする。

附則別表第 1 及び附則別表第 2 を削る。

16 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成15年島根県教育委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 3 項を附則第 2 項とする。

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第 6 号

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

労務職員の給与に関する規則(昭和32年島根県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「級」の次に「及び号給」を加える。

別表を次のように改める。

別表(第 2 条関係)

給料の調整額の調整基本額表(技能労務職給料表)

職務の級	号給	調 整 基 本 額
	1 号給	5,917円
	2 号給	5,962円
	3 号給	6,007円

1 級	4 号給	6,052円
	5 号給	6,102円
	6 号給	6,156円
	7 号給	6,210円
	8 号給	6,264円
	9 号給	6,313円
	10号給	6,367円
	11号給	6,421円
	12号給	6,475円
	13号給	6,529円
	14号給	6,597円
	15号給	6,664円
	16号給	6,732円
	17号給	6,795円
	18号給から124号給まで	6,800円
2 級	1 号給	7,065円
	2 号給	7,146円
	3 号給	7,227円
	4 号給	7,308円
	5 号給	7,389円
	6 号給	7,465円
	7 号給	7,542円
	8 号給	7,618円
	9 号給	7,690円
	10号給	7,753円
	11号給	7,816円
	12号給	7,879円
	13号給	7,947円
	14号給	8,010円
	15号給	8,073円
	16号給	8,136円
	17号給	8,194円
	18号給	8,248円
	19号給	8,302円
	20号給	8,356円
21号給	8,406円	
22号給	8,469円	
23号給	8,532円	
24号給	8,590円	
25号給	8,649円	
26号給	8,712円	
27号給	8,775円	

28号給	8,833円
29号給	8,892円
30号給	8,946円
31号給	9,000円
32号給	9,054円
33号給	9,108円
34号給	9,171円
35号給	9,234円
36号給	9,297円
37号給	9,360円
38号給	9,427円
39号給	9,495円
40号給	9,558円
41号給から169号給まで	9,600円

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

最高号給を超える給料月額を受ける教職員の給料の切替えに関する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第 7 号

最高号給を超える給料月額を受ける教職員の給料の切替えに関する規則

この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第 7 号。以下「市町村立学校給与条例」という。）別表第 1 に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額（市町村立学校給与条例別表第 1 の備考の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。）を受けていた教職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額（以下「旧給料月額」という。）が施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に応じた別表の旧給料月額欄に掲げられている教職員 旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間（教育委員会の定める教職員にあっては、教育委員会の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて別表に定める号給
- (2) 前号に掲げる教職員以外の教職員 新級における最高の号給

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

別表

中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける教育職員の新号給

旧 級	経過期間					
	旧給料月額	3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
2 級	443,200 円	141	142	143	144	145
	445,600	145	146	147	148	149

市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第 8 号

市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市町村立学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第78号。以下「改正条例」という。）附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料の切替えに伴う経過措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市町村立条例 市町村立学校の教職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第 7 号）をいう。
- (2) 市町村立規則 市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年教育委員会規則第11号）をいう。
- (3) 改正前の市町村立規則 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年教育委員会規則第 5 号）による改正前の市町村立学校の教職員の給与に関する規則をいう。
- (4) 施行日 平成18年 4 月 1 日をいう。
- (5) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない市町村立規則別表第 6、別表第 6 の 2 及び別表第 6 の 3 に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (6) 基準級 施行日の前日においてその者が属していた職務の級（改正条例附則第 2 項の規定により施行日における職務の級を定められた教職員にあっては、施行日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する改正条例附則別表第 1 の新級欄に掲げる職務の級）をいう。
- (7) 降格 教職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (8) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第 2 項の規定により休職にされていた期間

イ 法第55条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受けていた期間

ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年島根県条例第 4 号）第 2 条第 1 項の規定により派遣されていた期間

エ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第 2 条の規定により育児休業をしていた期間

オ 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）第 6 条、第 7 条若しくは第12条又は県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）第 7 条、第 8 条若しくは第12条に規定する休暇の承認を受けていた期間

カ 職員の休職の事由を定める条例（昭和47年島根県条例第 4 号）第 2 条の規定により休職にされていた期間

キ 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号。以下「公益法人等派遣条例」とい

う。)第2条第1項の規定により派遣されていた期間

ク 教育公務員特例法第26条第1項に規定する大学院修学休業の許可を受けていた期間

- (9) 復職時調整 市町村立規則第20条の4、育児休業法第7条又は公益法人等派遣条例第6条の規定による号給の調整をいう。
- (10) 再任用教職員異動 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員について行う職員の勤務時間に関する条例(昭和27年島根県条例第9号。以下「勤務時間条例」という。)第2条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。
- (11) 人事交流等職員 施行日以降に、国家公務員、他の地方公共団体に勤務する者(市町村立規則第12条の4の適用を受ける者を除く。)、教職員の行う職務と同種の職務に従事していた者その他教育委員会がこれらに準ずると認める者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける教職員となった者をいう。

(改正条例附則第7項の教育委員会規則で定める教職員)

第3条 改正条例附則第7項の教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とする。

- (1) 施行日以降に初任給基準異動をした教職員
- (2) 施行日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした教職員
- (3) 施行日前に休職等期間がある教職員であって、施行日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- (4) 施行日以降に再任用教育職員異動をした教職員
- (5) 施行日以降に教育委員会の承認を得てその号給を決定された教職員

(改正条例附則第8項の規定による給料の支給)

第4条 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員のうち、施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった教職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった教職員(教育委員会の定めるこれに準ずる教職員を含む。次項において「特定教職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第5号に掲げる場合を除く。) 施行日の前日に当該異動があったものとした場合(施行日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、施行日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合)に改正前の市町村立規則第12条の4及び第13条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合(第5号に掲げる場合を除く。) 施行日の前日において当該降格後の職務の級(当該職務の級が改正条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級(同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級))に降格をしたものとした場合(施行日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、施行日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合)に、改正前の市町村立規則第12条の3の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (3) 施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第5号に掲げる場合を除く。) 施行日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の市町村立規則第20条の4又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年島根県条例第76号)附則第20項、第21項の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例(平成4年島根県条例第9号)第6条、公益法人等派遣条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (4) 再任用教職員異動をした場合 改正条例による改正前の市町村立条例別表第1の給料表の再任用教職員の欄に掲げる給料月額のうち、施行日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額(当該再任用教職員異動後に法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教職員については、当該額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の当該再任用教職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗

じて得た額)

(5) 教育委員会の承認を得てその号給を決定された場合 あらかじめ教育委員会の承認を得て定める額

2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員のうち、特定教職員であって、その者の受ける給料月額が教育委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第 8 項の規定による給料として支給する。

(改正条例附則第 9 項の規定による給料の支給)

第 5 条 人事交流等教職員(当該人事交流等教職員となった日以降に前条第 1 項各号に掲げる場合に該当することとなった教職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が施行日の前日に人事交流等教職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(教育委員会の定める教職員にあつては、教育委員会の定める額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第 9 項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等教職員であって、当該人事交流等教職員となった日以降に前条第 1 項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が施行日の前日に人事交流等教職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる改正条例附則第 8 項の規定による給料の額に相当する額を、同条例附則第 9 項の規定による給料として支給する。

3 市町村立規則第10条の規定に基づき、号給を決定された教職員であって、その者の受ける給料月額がその者が施行日の前日に採用されたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額に達しないこととなるものには、あらかじめ教育委員会の承認を得てその差額に相当する額を、改正条例附則第 9 項の規定による給料として支給する。

(この規則により難い場合の措置)

第 6 条 改正条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の教職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

